

臨床発達心理士 Clinical Developmental Psychologist 資格更新申請ガイド

－2013年度版－



一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

2013年10月

目 次

臨床発達心理士資格更新について	2
資格更新手続要項	3
臨床発達心理士 資格更新のためのポイント表番号別の提出書類一覧	7
資格更新申請書類の記載上の留意点	8
臨床実習スーパービジョン実績証明書の記入方法	11
資格更新ガイドライン	12
「更新のためのポイント表」改訂第3版	16
臨床発達心理士 スーパーバイザー資格認定案内	17

臨床発達心理士資格更新について

—2013 年度・資格更新該当者の皆さんへ—

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構が臨床発達心理士の資格認定をはじめて 11 年目となり、すでに、3,000 名を超える有資格者が、臨床現場、研究機関、行政等の各方面で活躍されています。この資格が社会的にも高い評価を受けていることは大変に喜ばしいことでもあります。同時にその責任の重さと、質の維持に一層の努力が必要であることを痛感しております。

さて、本資格は、5 年ごとの資格更新制度をとっています。その趣旨は、有資格者が常に最先端の臨床発達心理学と関連分野の成果を学ぶとともに、臨床発達心理士間のネットワークに参加することで、現代社会において、発達に関する様々な問題に対処する実力を養い、向上させることにあります。

更新にあたり新たな自覚をもって、今後の活動への尽力を期待します。

2013 年 10 月

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

代表理事 本郷 一夫

資格認定委員会委員長 西本 絹子

* ご注意 *

2013 年度より、更新見込審査は廃止されました。
資格更新申請受付期間までに 12 ポイントを取得してください。

資格更新手続要項

1. 2013 年度資格更新該当者

臨床発達心理士資格認定細則第 6 条 2 による今回の資格更新該当者は、次の方々です。

登録番号 第 00633 号 ～ 第 00951 号

登録番号 第 02131 号 ～ 第 02426 号

2. 資格更新手続者の条件

資格更新においては、「更新のためのポイント表」改訂第 3 版（2007 年 6 月 3 日改訂、本冊子の 16 ページ参照）に基づく換算により 2009 年 4 月 1 日から 2014 年 1 月 18 日までに、12 ポイントを取得していることが必要です。そのうち 4 ポイントは、臨床発達心理士資格認定委員会または日本臨床発達心理士会・日本臨床発達心理士会支部主催による研修会参加による（(1) 区分と表記されています）ものとします。

ポイント換算の詳細については、本冊子 12 ページの「資格更新ガイドライン」を参照してください。

* 今回の 2013 年度の資格更新審査を経て合格した方は、2014 年 3 月 31 日までに取得したポイントを次回の資格更新申請に持ち越すことはできません。

* 2013 年度より更新見込申請は廃止されました。

3. 資格更新申請受付期間

2014 年 1 月 4 日（土）～ 1 月 18 日（土）最終日消印有効

* 資格更新延期（2014 年特例資格更新申請期間以降に更新希望）を希望する方は、資格更新特別措置願（はがき）を 2014 年 1 月 18 日までに返送してください。詳細は本冊子 5 ページの該当部分をお読みください。

4. 資格更新審査結果の通知

臨床発達心理士更新手続細則に基づき審査した結果は、2014 年 2 月中旬に通知します。

なお、審査結果および審査内容に関する問い合わせには、一切応じません。

5. 資格更新手続の実際

1) 送付資料

今回お送りした資料は、以下の通りです。

* 2013 年度臨床発達心理士資格更新申請ガイド（本冊子）

- 内訳 ・資格更新申請書類
 - ・払込取扱票
 - ・受領証（はがき）
 - ・ID カード用写真入れ封筒
 - ・返信用封筒
 - ・資格更新特別措置願（はがき）※更新延期申請用 <更新延期を希望する方が使用します>

資格更新申請書類一覧

- ①臨床発達心理士資格更新申請書（更新様式 1-1）
- ②臨床発達心理士旧姓使用願（更新様式 1-2）
- ③臨床発達心理士会員登録情報変更届出用紙（更新様式 1-3）
- ④臨床発達心理士資格更新ポイント一覧表（更新様式 2）
- ⑤資格更新に関わる点数表 ポイント表番号（4）（5）（6）用（更新様式 3・4・5）
- ⑥臨床発達心理士臨床実習スーパービジョン実績申告一覧（更新様式 SV-1）
臨床発達心理士臨床実習スーパービジョン内容申告書（更新様式 SV-2）

2) 提出書類

I 資格更新をされる方

申請書類提出にあたっては、資格更新申請書類の記載上の留意点（本冊子 8 ページ）に従って、黒のボールペンか黒のインクを使って記載漏れがないように作成してください。規定の書式を使用していない場合は受理されません。提出書類は以下の通りです。

- a. 資格更新申請書（更新様式 1-1）
（更新審査料の払込後、郵便振替払込請求書兼受領書のコピーを貼付）
※必要な方は・旧姓使用願（更新様式 1-2）・会員情報変更届出用紙（更新様式 1-3）
- b. 資格更新ポイント一覧表（更新様式 2）
（資格更新研修会参加記録ノートと全国大会専用参加記録用紙（全国大会参加者）を添付）
- c. 資格更新に関わる点数表 ポイント表番号（4）（5）（6）用（更新様式 3・4・5）
（該当する表のみ提出。資格更新のためのポイント表番号別の提出書類一覧（本冊子 7 ページ）を参照の上、必要な書類を添付）
- d. 臨床発達心理士臨床実習スーパービジョン実績申告一覧（更新様式 SV-1）
臨床発達心理士臨床実習スーパービジョン内容申告書（更新様式 SV-2）
（該当する場合のみ提出）
- e. ID カード用顔写真 1 枚
（3cm×3cm、無帽、背景なし、白黒・カラーどちらでも構いません。裏面に氏名と臨床発達心理士登録番号を記載）
- f. 受領証（はがき）

上記を返信用封筒に入れて、必ず簡易書留、または宅配便など手元に送付記録が残る方法で送付してください。送付の際に、封筒裏側の臨床発達心理士登録番号・氏名・提出書類確認表の記入を

7. 問い合わせ

問い合わせは、FAX、メール、郵送で受けつけます。

〒160-0023 新宿区西新宿 8-5-9-10A

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

◆FAX：03-5348-5902

◆E-mail：shikaku@jocdp.jp

◆<http://www.jocdp.jp/>

臨床発達心理士 資格更新のためのポイント表番号別の提出書類一覧

ポイント表番号	ポイント表番号の内容	提出書類等
(1) 4P 必須	臨床発達心理士資格認定委員会または日本臨床発達心理士会・日本臨床発達心理士会支部が主催する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加 日本臨床発達心理士会全国大会への参加	資格更新研修会参加記録ノート ((1)欄) 全国大会専用参加記録用紙
(2)	臨床発達心理士資格認定委員会が認める他の研修会等への参加	資格更新研修会参加記録ノート ((2)欄)
(3)	臨床発達心理士のための指定科目取得講習会に講師として参加	資格更新研修会参加記録ノート ((3)欄)
(4)	臨床発達心理士認定運営機構に参加する 連合学会等の年次大会で、臨床発達心理学に関する研究発表をしたり、シンポジウム等に話題提供者として参加	更新様式 3 を表紙にして、一つの発表・シンポジウムごとに以下の 3 点のコピー 〔1〕 論文集の表紙 〔2〕 該当発表等の目次（ない場合には索引） 〔3〕 発表該当ページ ただし全国大会発表者は、全国大会専用参加記録用紙
(5)	臨床発達心理学に関する研究論文等の発表 5-① 臨床発達心理学に関する学術誌への発表 5-② 大学・研究所等の紀要・報告書への発表	更新様式 4 を表紙にして、一つの論文ごとに以下の 2 点 〔1〕 表紙のコピー 〔2〕 目次のコピー
(6)	臨床発達心理学に関する著書の出版	更新様式 5 を表紙にして、一つの著書ごとに以下の 2 点 〔1〕 著書と該当ページがわかる部分（目次、著書紹介等）のコピー 〔2〕 奥付のコピー
(7)	「臨床発達心理士」基本タイプ申請（予定を含む）者に対する臨床実習のスーパービジョン（合計 6P を上限とする）	以下の 2 点 〔1〕 更新様式 SV-1 〔2〕 更新様式 SV-2

ポイント表番号 (4) ～ (6) では、1 つの発表・論文・著書ごとに、提出書類の 1 枚目右肩に各自「通し番号」を付け、更新様式 3・更新様式 4・更新様式 5 の「対応する書類番号」欄に該当番号を記入してください。

ポイント表番号のうち、該当しないものについては、書類を提出する必要はありません。

***各書類は、ポイント表番号別にクリップ留めしてください。**

資格更新申請書類の記載上の留意点

申請を希望する方は、「更新申請書類」を2014年1月4日から18日までの間に提出してください。

- ・この期間までに12ポイント以上（うち(1)区分が4ポイント以上）取得している方は、申請してください。
- ・2014年1月18日の時点でポイントが足りないが資格更新の意志がある方は、資格更新特別措置願（はがき）に理由を記入の上、返送してください。

a. 資格更新申請書(更新様式1-1)、旧姓使用願(更新様式1-2)、会員登録情報変更届出用紙(更新様式1-3)

資格更新申請書（更新様式1-1）

- ・必要事項を記入し捺印してください。
- ・申請書の一番下に、資格更新審査料の「郵便振替払込請求書兼受領証」（または「ご利用明細票」）のコピーを貼り付けてください。
- ・氏名欄には戸籍名を記入してください。資格審査時の申請名や、合格後に発行される臨床発達心理士認定証記載氏名は戸籍名での記載が必須です。現在戸籍名以外で登録をしている、または戸籍名変更後に登録変更手続きをしていない場合も、必ず資格更新申請時点の戸籍名を記入してください。
- ・更新様式3～5に関連して著書などを提出する際、そこに記載されている氏名が現在の戸籍名と異なる場合は、更新様式1-1の所定の理由欄に「記載氏名」および「理由」を記入してください。

旧姓使用願（更新様式1-2）

- ・旧姓使用願（更新様式1-2）を提出することで日本臨床発達心理士会の活動において、旧姓を用いることが可能となります。旧姓使用の適用範囲は、資格更新審査時の申請氏名および審査後に発行する認定証の記載氏名を除く、その他すべてとなります。

適用範囲：日本臨床発達心理士会および支部の発行物送付時の氏名

IDカード氏名

日本臨床発達心理士会名簿の記載氏名

研修会参加にあたっての氏名

他

会員登録情報変更届出用紙（更新様式1-3）

- ・現在届け出ている登録情報（住所、所属、姓など）に変更がある場合は、必ず所定の登録情報変更届出用紙にて届け出してください。

なお、本機構から必要に応じて資格更新申請書（更新様式1-1）記入の連絡先住所、電話、FAX、E-mail宛に連絡することがありますが、合否通知は登録している住所宛に発送します。

b. 資格更新ポイント一覧表（更新様式 2）

これは、現資格有効期間内に取得されたポイントで、今回の更新にあたって、合計 12 ポイント以上（うち、ポイント表番号（1）で 4 ポイント以上）を取得した実績を報告する用紙です。

- ・左端「ポイント表番号」は、本冊子 7 ページのポイント表番号に対応しています。
- ・該当する欄ごとに確認し、必要事項を記入してください。

なお、表中の「全国大会」とは、以下の日本臨床発達心理士会の全国大会を指します。

第 5 回全国大会	2009 年 8 月 8 日～ 9 日
第 6 回全国大会	2010 年 8 月 7 日～ 8 日
第 7 回全国大会	2011 年 9 月 3 日～ 4 日
第 8 回全国大会	2012 年 9 月 15 日～ 16 日
第 9 回全国大会	2013 年 9 月 15 日～ 16 日

- ・この用紙とは別に、臨床発達心理士資格更新研修会等参加記録ノート（ポイントノート）の実物を提出してください。
- ・顔写真の貼り付けのない、または登録番号・氏名・住所の記載のない臨床発達心理士資格更新研修会参加記録ノート（ポイントノート）は無効です。また、記載の氏名、住所に変更が生じた場合は、変更事項の記載が必須です。

c. 資格更新に関わる点数表（更新様式 3、4、5 ポイント表番号（4）（5）（6）用）

これは、上記 b の更新ポイント一覧表（更新様式 2）に記入した取得ポイントのうち、ポイント表番号（4）～（6）について確認するための用紙です。

- ・該当する場合は、必要事項を記入した上で、それぞれの確認のための書類（論文集の表紙・目次のコピー、著書の必要部分のコピーなど）を添付してください。
- ・（4）（5）（6）について、必要になるのは以下の情報です。
著者名と筆頭者が否かが明記されている部分（学術雑誌や論文集の目次など）
執筆箇所がわかる部分（目次にページ数が記載されていない場合は、著書の該当箇所など）
出版年月（日）がわかる部分（著書の場合の奥付など）
- ・すべての添付書類には、この点数表 1 枚ごとに各自で通し番号を付け、対応する書類番号欄に番号を記入してください（全国大会での講師・発表等は番号の代わりに「全国大会」とご記入ください）。

d. 臨床実習スーパービジョン実績申告一覧、臨床実習スーパービジョン内容申告書（更新様式 SV-1、SV-2 ポイント表番号（7）用）

これは上記 b の更新ポイント一覧表（更新様式 2）に記入した取得ポイントのうち、ポイント表番号（7）について確認するための用紙です。

- ・該当する場合は、必要事項を記入してください。記入の仕方は、本冊子 11 ページ（臨床発達心理士臨床実習スーパービジョン実績申告一覧の記入方法）を参照してください。
- ・用紙が足りない場合はコピーして使用してください。

e. 顔写真 1 枚

- ・3cm×3cm、無帽、背景なし。白黒・カラーどちらでも構いません。
- ・裏面に、氏名と臨床発達心理士登録番号を記載してください。ID カードの写真として用います。

f. 受領証（はがき）

- ・宛名にご自分の住所、氏名を記入の上、50 円切手を貼付してください。

以上の書類をそろえ、申請期間内に返信用封筒で返送してください。なお、簡易書留、または宅配便など手元に送付記録が残る方法で送付してください。

- ・資格更新延期申請をする方は、資格更新特別措置願（はがき）を提出後、更新に必要なポイントが取得できましたらホームページ（<http://www.jocdp.jp/shikai/update.html>）で「特例資格更新申請期間」を確認し、その期間か、来年度以降の通常の更新申請期間（毎年1月頃）に上記書類を送付してください。送付の方法は通常の更新申請の場合と同じです。

臨床実習スーパービジョン実績申告一覧および 臨床実習スーパービジョン内容申告一覧の記入方法

1. 臨床実習は基本タイプの申請者と申請予定者が受けるものです。したがって、ここで実績を申告するスーパービジョンはこの目的のためになされたものに限定されます。
2. 更新様式 SV-1、SV-2 に、あなたの臨床発達心理士の登録番号と氏名を記入してください。
3. スーパービジョンを行った相手が複数いたり、一人に対して 10 回以上のスーパービジョンを行うなど各用紙が複数枚必要なときは、必要枚数をコピーしてそれらのすべてを提出してください。
4. 更新様式 SV-2 はスーパービジョンを行った相手ごと記入してください。また、一人の対象者に対してスーパービジョンが 10 回を超えるときは、11、12、13・・・というように回数の欄を訂正して記入してください。そのときにも、各用紙には必ずスーパービジョンを受けた人の**自筆署名、所属、職名（学年等）**を記入してもらってください。
5. スーパービジョンに要した時間は 30 分を 0.5 時間として記入してください。
6. 同時に複数に対してスーパービジョンを行う場合は、対象者ごとに記入する必要はありません。その際には、代表者 1 名を決めて、その人に記入してもらってください。そして、実績申告一覧の「スーパービジョンの内容」欄に、他〇名として全体の人数を記入してもらってください。

例) 4 名の大学院生に対して 1 時間のスーパービジョンを行った。

「時間数」は 1 時間

「スーパービジョンの内容」の欄に、その内容とともに「他 3 名」と記入する。

資格更新ガイドライン

臨床発達心理士資格認定委員会（2013年6月30日版）

はじめに

臨床発達心理士の資格認定は、2002年度から始まりました。この資格の有効期間は5年です。臨床発達心理士は常に新しい知識を学び研鑽を深め、5年に一度ずつ、資格を更新することが必要です（臨床発達心理士資格認定細則第6条）。

資格更新には、5年間に更新ポイントを12ポイント以上（うち4ポイントは臨床発達心理士資格認定委員会主催または日本臨床発達心理士会・同支部主催による（1）区分研修会によるもの。もしくは臨床発達心理士会全国大会への参加ポイント）を取得する必要があります（臨床発達心理士更新手続細則第2条）。

資格更新の要点

更新ポイントは、以下の方法で取得することができます。（文末の更新ガイドライン図を参照）

1. 上記（1）区分研修会等への参加【4ポイント必須】
2. それ以外で臨床発達心理士資格認定委員会が認めた研修会（（2）区分研修会）への参加
3. 臨床発達心理士を取得するための指定科目講習会で講師担当
4. 臨床発達心理士認定運営機構に参加する連合学会等の年次大会での発表
5. 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表
6. 臨床発達心理学に関する著書の出版
7. 未資格者が臨床発達心理士を取得するために行う臨床実習のスーパービジョン

これらのポイントはすべて「臨床発達心理士資格更新研修会等参加記録ノート」（以下、「ポイントノート」と記載）に記入するようになっていきます。ポイントノートには登録番号・氏名等、必要事項を書き入れ、研修会等の際には必ず持参し、受講印を受けてください。講習会講師（上記3）を勤める場合も、必ず該当欄に押印を受けてください。事後にさかのぼって押印することはできません。

ポイントノートを紛失した場合は実費にてノートを再発行します。しかしそれまでに受けたポイントはすべて無効になります。ポイントノートがない場合は、資格更新できません。

各ポイントの取得方法

1. （1）区分研修会【5年間に4ポイント必須】
 - ・臨床発達心理士資格認定委員会主催または日本臨床発達心理士会・同支部主催の研修会で、「（1）区分研修会」と明記されています。
 - ・臨床発達心理士には、日本臨床発達心理士会、または所属の支部から、研修会開催と申し込み方法のお知らせが郵送などで通知されます。それに従って申し込んでください。
 - ・臨床発達心理士認定運営機構に参加する連合学会等の年次大会で、シンポジウムや講演、講習会の形で開催されることもあります。これらは各大会のプログラムに記載されます。
 - ・研修会情報は、臨床発達心理士認定運営機構のホームページにも掲載されています。
 - ・臨床発達心理士会全国大会への参加は（1）区分研修会ポイントとなります。参加した場合は、参加記録用紙を資格更新研修会参加記録ノートの該当年度ページに添付してください。この大会のお知らせも個人に郵送で通知されます。また機構ホームページにも掲載されます。

研修会に参加の際は、必ず資格更新研修会参加記録ノートを持参し、受講印を受けてください。研修会の講師、シンポジウムの話題提供者、指定討論者等も、同様に受講印を受けてください。事後に、さかのぼって受講印を受けることはできません。

2. (2) 区分研修会

- ・臨床発達心理士資格認定委員会が認可した研修会です。
「(2) 区分研修会」と明記されています。
 - ・(1) 区分研修会同様、臨床発達心理士認定運営機構に参加する連合学会の年次大会等でシンポジウムなどの形で開催されることもあります。
 - ・(2) 区分研修会の開催情報は、臨床発達心理士認定運営機構のホームページに掲載されます。
- (1) 区分研修会同様、参加の際は必ず資格更新研修会参加記録ノートを持参し、受講印を受けてください。講師、シンポジウムの話題提供者、指定討論者も、同様に受講印を受けてください。事後に、さかのぼって受講印を受けることはできません。

3. 指定科目取得講習会講師

- ・臨床発達心理士を取得するための指定科目取得講習会で講師をした場合のポイントです。当日発行された講師ポイントは、資格更新研修会参加記録ノートの(3)欄に貼ってください。

4. 連合学会等の年次大会での研究発表、話題提供等

- ・日本発達心理学会、日本教育心理学会、日本感情心理学会、日本コミュニケーション障害学会の年次大会等で研究発表等を行った場合のポイントです。
- ・一つの発表、シンポジウムごとに、本人の名前と発表タイトル、年次大会の名称と日時などがわかる資料をコピーしておいてください。
- ・連合学会以外の学会発表等は、臨床発達心理学的内容である場合にはポイントとして認められます。発表が臨床発達心理学的内容であるかどうかは、ご自身で判断してください。

5. 臨床発達心理学に関する研究発表

6. 臨床発達心理学に関する著書の出版

- ・5(研究発表)、6(著書)のいずれも、著者名と掲載雑誌、発行年、本のタイトル、出版社名、該当ページ等、「誰が何年にどの部分を執筆したのか」がわかる資料を用意してください。
- ・「臨床発達心理学に関する」ものかどうかの判断は審査の段階で行います。事前の問い合わせにお答えすることはできません。

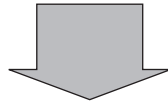
7. 臨床発達心理士基本タイプ申請(予定を含む)者に対する臨床実習スーパービジョン

- ・基本タイプ(予定を含む)の申請者が受けるための臨床実習以外のスーパービジョンはポイントにはなりません。
- ・臨床実習は、実際に申請した場合だけでなく、将来、申請を予定している場合も含まれます。ただしどのような場合にせよ、ポイントとなるのは更新対象者の資格有効期間内の者に限定されます。
- ・スーパービジョンを受ける人の人数、一人の人の最低時間数等の決まりはありません。
- ・スーパービジョンを証明する書類は、更新様式 SV-1(臨床実習スーパービジョン実績申告一覧)です。足りない場合はコピーするなどして使用してください。
- ・更新様式 SV-2 には、スーパービジョンを受けた相手が自筆署名する欄があります。スーパービジョンが終わり、必要事項を記載したら必ず署名をもらい、ご自身の更新時期まで保管してください。
- ・資格更新研修会参加記録ノートには、すべてのスーパービジョン時間数をまとめるページがあります。そちらにも必要事項を記入してください。

資格更新時期延期の特例措置について

1. 資格の有効期限は 5 年間です。ただし、以下のような事情があった場合、資格更新延期を申請することができます。
 - ・日本国外に在住している場合
 - ・介護休暇を取っている場合
 - ・育児休暇を取っている場合
 - ・疾病休暇を取っている場合
 - ・必要ポイントが満たない場合
 - ・その他の場合資格更新延期を申請する場合は「資格更新特別措置願（はがき）」を提出してください。「資格更新特別措置願（はがき）」は、資格更新対象年度に送付される「臨床発達心理士 資格更新申請ガイド」に同封されています。
2. 資格更新時期の延期は 3 年後の資格更新申請時期（1 月頃）が限度となります。
例：2012 年度が正規の資格更新時期の場合、延期できるのは 2015 年度の資格更新申請時期までです。
3. 資格更新延期を申請した場合、資格の有効期間は延長されません。
例：資格有効期間が 2012 年 3 月 31 日までの方が資格更新延期を申請した場合、2012 年 4 月 1 日以降資格更新審査に合格されるまで、臨床発達心理士を名乗ることはできません。
4. 資格更新延期を経て資格更新した後の資格有効期間は、延期年限に伴って短くなります。
例：資格有効期間が 2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日の有資格者が、資格更新延期申請し、その後資格更新申請した場合、合格後の資格有効期間は合格した日から 2018 年 3 月 31 日までの期間となります。
5. 資格更新延期申請後、「資格更新延期に必要な登録手続き」案内が届きます。必要な手続きを行ったのち「資格更新延期受理通知」と「臨床発達心理士資格更新研修会等参加記録ノート（資格更新申請延期者用）」が発行されます。「資格更新延期受理通知」の発行をもって資格更新延期申請の手続きは完了となります。資格更新延期期間中に研修会に参加される場合は、「臨床発達心理士資格更新研修会等参加記録ノート（資格更新申請延期者用）*」が必要です。
*ただし、「臨床発達心理士資格更新研修会等参加記録ノート（資格更新申請延期者用）」運用開始以前の延期者（資格更新対象年度が 2010 年度以前の延期者）は除く。
6. 資格更新延期の方で、必要なポイントが満たされた方は
 - ・特例資格更新申請期間（8 月～9 月頃）
 - ・通常資格更新申請期間（1 月頃）に申請してください。
*特例資格更新申請期間、通常資格更新申請期間の詳細についてはホームページ（<http://www.jocdp.jp/shikai/update.html>）に掲載されますので、確認して申請を行ってください。

**<資格更新の要件>
5年間に更新ポイントを12ポイント以上取得**



ポイントの内訳

【4ポイント必須】

(1) 区分研修会

臨床発達心理士資格認定委員会主催または日本臨床発達心理士会・同支部主催の研修会への参加。または日本臨床発達心理士会全国大会への参加。



【残り8ポイント(8ポイント以上ならば結構です)】

(1) 区分研修会

臨床発達心理士資格認定委員会主催または日本臨床発達心理士会・同支部主催の研修会への参加。または日本臨床発達心理士会全国大会への参加。

(2) 区分研修会

(1)区分研修会以外で、臨床発達心理士資格認定委員会が認めた研修会

**(5) 臨床発達心理学に関する
研究論文等の発表**

(3) 指定科目取得講習会講師

「臨床発達心理士」を取得するための指定科目取得講習会での講師

**(6) 臨床発達心理学に関する
著書の出版**

**(4) 連合学会等の年次大会での
研究発表、話題提供等**

臨床発達心理士認定運営機構に参加する連合学会等の年次大会での発表

**(7) 「臨床発達心理士」申請
(予定を含む)者に対する
臨床実習のスーパービジョン**

注) (3) で講師を行った場合、2ポイントまで、(1) の必須ポイントとして振り替えることができます。

「更新のためのポイント表」改訂第3版

- (1) 臨床発達心理士資格認定委員会または日本臨床発達心理士会・日本臨床発達心理士会支部^(※)が主催する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加、日本臨床発達心理士会全国大会への参加の場合（講師・ワークショップ担当者・司会者・指定討論者を含む）
- | | |
|---------------|---------|
| 3時間の資格更新研修会 | 1ポイント |
| 3時間未満 1.5時間まで | 0.5ポイント |
- (2) 臨床発達心理士資格認定委員会が認める他の研修会等への参加の場合（講師・ワークショップ担当者・司会者・指定討論者を含む）
- | | |
|---------------|---------|
| 6時間の資格更新研修会 | 1ポイント |
| 3時間の資格更新研修会 | 0.5ポイント |
| 3時間未満 1.5時間まで | 0.2ポイント |
- (3) 臨床発達心理士のための指定科目取得講習会および2010年度まで開催されていたA3タイプ・B3タイプ1日講習会に講師として参加した場合
- | | |
|------------------------------|---------|
| 3時間の講習会を1人で担当した場合 | 2ポイント |
| 3時間の講習会を2人以上で担当した場合 | 1.5ポイント |
| 1.5時間以上3時間未満の講習会を1人で担当した場合 | 1ポイント |
| 1.5時間以上3時間未満の講習会を2人以上で担当した場合 | 0.7ポイント |
- なお、(3)での取得ポイントのうち、最大2ポイントまでを(1)に振替えることができる。
- (4) 臨床発達心理士認定運営機構に参加する連合学会等の年次大会で、臨床発達心理学に関する研究発表をしたり、シンポジウム等に話題提供者として参加した場合
- | | |
|-----------------|-------|
| 単独発表または連名発表の筆頭者 | 2ポイント |
| 筆頭者以外の発表者 | 1ポイント |
| シンポジウム等での話題提供者 | 2ポイント |
- (5) 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表をした場合
- ①臨床発達心理学に関する学術誌への発表
- | | |
|--------------|-------|
| 単独または共著の筆頭者 | 5ポイント |
| 共著の筆頭者以外の発表者 | 3ポイント |
- ②大学・研究所等の紀要・報告書への発表
- | | |
|--------------|-------|
| 単独または共著の筆頭者 | 3ポイント |
| 共著の筆頭者以外の発表者 | 1ポイント |
- (6) 臨床発達心理学に関する著書の出版をした場合
- | | |
|-------------|-------|
| 単著 | 5ポイント |
| 共著（分担執筆も含む） | 2ポイント |
- (7) 臨床発達心理士基本タイプ申請（予定を含む）者に対する臨床実習のスーパービジョンを行った場合（合計6ポイントを上限とする）
- | | |
|---------------|-------|
| 90時間 | 3ポイント |
| 90時間未満 60時間まで | 2ポイント |
| 60時間未満 30時間まで | 1ポイント |

^(※) 各支部主催の研修会には、主催支部以外の会員も参加可能。

臨床発達心理士スーパーバイザー資格認定案内

趣旨

臨床発達心理士（clinical developmental psychologist）は、「人を理解するための専門性」と「人を支援するための専門性」の2つの専門性を備えた専門家を養成することを目的として構想されました。臨床発達心理士としての専門性を向上させるため、全国大会・研修会の実施、実践誌の発刊などを通して不断の努力が続けられています。

この臨床発達心理士の専門性をさらに高め、その活動範囲を広げることを目的として、2009年度より、「スーパーバイザー資格」の認定が始まりました。スーパーバイザー資格は、臨床発達心理士が、居住または職場のある地域での活動や地域貢献の一層の充実・拡大、および臨床発達心理士のさらなる研鑽のために指導的・主体的な役割を担うことのできる「臨床発達心理士の熟練者」と位置づけられます。この資格は、一定の申請資格を有する臨床発達心理士が所定の手続きにより機構に申請を行い、厳正な審査を経て認定を受けることによって得ることができるよう定められています。

審査の方法

原則として毎年一回、申請者に対して審査（書類審査および口述審査）を行います。

申請条件

①臨床発達心理士の有資格者であり、②同資格取得後5年以上関連する業務・活動を継続し、③同資格を1回以上更新していること、が申請条件となります。臨床発達心理士自体、高度な臨床発達心理学の技能と専門職としての高い倫理性を前提としていますが、その指導者にもなる臨床発達心理士スーパーバイザーに対しては、よりいっそう高い水準が求められます。

審査内容

臨床実習指導の経験、スーパーバイザーの経験、心理士会主催研修会講師経験、資格取得講習会講師経験、地域の研修会の講師経験、支部や地域での活動経験、研究業績、臨床発達心理士としての実践経験などのいくつかを満たしていることが、審査要件となります。

2013年10月

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

代表理事 本郷 一夫

スーパーバイザー資格認定委員会委員長 須田 治

※問い合わせは FAX、メール、郵送で受けつけます。
問い合わせの際は、必ず氏名・登録番号を添えてください。
回答には、1 週間前後かかります。

臨床発達心理士 更新申請ガイド — 2013 年度版 —

2013 年 10 月 1 日 発行

編集・発行者：

〒160-0023

新宿区西新宿 8-5-9-10A

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

FAX：03-5348-5902

電子メール：shikaku@jocdp.jp

ホームページ：http://www.jocdp.jp/

振込先（郵便振替）

口座番号：00170-0-93086

加入者名：一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
